

別紙 1

地球温暖化防止推進事業及び気候変動適応事業に係る仕様書

1 事業目的

官民が一体となり、県民の地球温暖化防止及び気候変動適応に係る意識の向上及び実践活動を県内に拡大していくことを目的とする。

2 委託事業内容

- (1) 家庭・地域で地球温暖化防止につながる賢く快適なライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動（必要に応じて市町村と連携して事業実施すること）
 - ア 地域での温暖化防止活動の情報共有及び県内外への発信
 - イ 国内外の地球温暖化問題に係る最新情報や行政施策の情報収集及び収集した情報の県民への周知
 - ウ イベント等での県民への脱炭素社会実現に向けた効果的な対策の啓発
- (2) 温暖化防止に係る科学的根拠に基づく知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の育成
 - ア 推進員養成研修の実施
 - イ 推進員スキルアップ研修の実施
 - ウ 推進員の活動に対する助言及び支援
 - エ 推進員を活用し市町村と連携したエネ活（家庭への省エネ・再エネ導入）の促進
 - オ 新規推進員の活動のきっかけづくり（情報交換会の開催等）
- (3) 地域における気候変動影響・適応に係る情報の収集・整理・分析・提供等を実施

3 その他

事業の実施に当たっては、推進員の活用を図るとともに、県と連携して積極的に広報を行うこと。

別紙 2

とっとり環境教育・学習アドバイザー制度運用事業に係る仕様書

1 事業目的

環境について専門的知識を有する人材を広く県民に紹介することにより、体験を重視した環境教育を支援し、実践的、主体的な環境学習の促進を図ることを目的とする。

2 委託事業内容

(1) アドバイザー制度のPR業務

ホームページ等の広報媒体を通じ、制度内容を広く周知

(2) アドバイザーの人材発掘業務

アドバイザー適任者の人材発掘を行うとともに、適任と思われる人材をアドバイザーとして推薦する。

(3) アドバイザーと環境学習会等主催者との連絡調整業務

環境学習会の主催者からアドバイザーの紹介依頼を受けた場合、主催者が予定する学習内容に合致すると思われるアドバイザーと調整の上、主催者に結果を報告する。

(4) アドバイザーの活動状況把握業務

アドバイザーが前年度に活動した概要について、取りまとめて県の求めに応じて提出すること。

(5) アドバイザーの資質向上研修業務

環境学習を実施するに当たって必要となるプレゼンテーション能力等を身につけるための講習会を開催する。なお、実施に当たっては事前に実施計画書案（任意様式）を県に提出するものとする。

別紙 3

対象経費に係る仕様書

1 委託料

令和4年度 8,089,000円以内とする。

令和5年度、6年度に係る委託料については、毎年度業務内容を見直しのうえ委託料を算出するものとする。

2 対象経費

(1) 人件費

事業の遂行に必要な職員の報酬及び共済費

(2) 事務費

(1) 以外に事業の遂行に必要な経費（謝金、旅費、印刷製本費等）

(3) 一般管理費

(1) 及び (2) の経費を除き、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターとして事業の遂行に必要な経費。ただし、1 及び 2 を合わせた金額の15パーセント以内の金額とすること。